

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十五号

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「終了後」を「修了後」に、「臨床研修の期間」を「臨床研修及び後期研修の期間」に、「及び第三項」を「並びに第三項第一号及び第二号」に改め、同項第二号中「終了しなかった」を「修了しなかった」に、「終了後」を「修了後」に改め、同項第三号中「課程」の下に「若しくは後期研修」を加え、「臨床研修期間」を「臨床研修及び後期研修の期間」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 後期研修を修了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。

第十二条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は大学院に在学中」を「若しくは大学院に在学中若しくは後期研修先医療機関に在職中」に、「退学した」を「大学若しくは大学院を退学し、若しくは後期研修先医療機関を退職した」に改め、同項第二号中「課程」の下に「若しくは後期研修」を加え、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「終了後」を「修了後」に改め、同項第二号中「終了しなかった」を「修了しなかった」に、「終了後」を「修了後」に改め、同項に次の一号を加える。

三 後期研修を修了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き一年間以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなったとき。

第十二条第四項第二号中「前項第一号又は第二号」を「前項各号のいずれか」に改め、同条第五項中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号」に改め、同条第六項中「大学又は」を「大学若しくは」に改め、「退学証明書」の下に「又は後期研修先医療機関の退職証明書」を加え、同項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

別記様式第七号中

卒業後又は修了後の従業状況等（臨床研修の期間を除く。）

を

卒業後又は修了後の従業状況及び後期研修の期間を除く。）

に改める。

別記様式第十二号中

就業（臨床研修実施
）場所

を

就業（臨床研修又は
後期研修実施）場所

とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。